

お客さま各位

株式会社三井住友銀行

店頭での外国送金に関するお願い

平素より三井住友銀行をご利用いただき誠にありがとうございます。

弊行では、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策のため、一部の地域に向けた送金について、すべてのお客さまに対し、取引内容の詳細を確認した上で受け付けており、書類のご提出(※)をお願いすることがございます。

なお、ご提出いただいた書類や、お取引内容を確認するため、当日の受付をしない場合がございます。また、書類の提出等をしていただいても、当行でお取り扱いできないと判断した場合は、外国送金の受付をお断りすることがございます。あらかじめご了承ください。

(※) ご提出いただく書類に関して

送金目的等に関して送金目的、送金の頻度、ご依頼人さまとお受取人さまのご関係等を詳しくお伺いし、当行がその内容を確認できる書類のご提出をお願いすることがあります。また、送金資金の原資に関して詳細をお伺いし、当行がその内容を確認できる書類のご提出をお願いすることがございます。

上記に関する書類の一例は、以下をご覧ください。なお、書類の提出等をしていただいても、当行でお取り扱いできないと判断した場合は、外国送金の受付をお断りすることがございます。

【送金目的等に関する書類の一例】

お伺いする項目		ご提出いただく書類の一例 (当行が内容を確認できる書類を提出してください)
送金目的	商品代金、サービスの対価	商品売買に係る契約書、納品書、請求書、原産地証明、INVOICE等
	医療費	入院・治療内容が分かる書類等
	不動産購入	不動産売買に係る契約書・請求書等
	投資資金	投資内容がわかる契約書類・請求書等
	教育資金	教育機関からの請求書等
受取人との関係	家族・親族	戸籍謄本、婚姻証明書、出生証明書等

【送金原資等に関する書類の一例】

原資の種類	ご提出いただく書類の一例 (当行が内容を確認できる書類を提出してください)
給与	雇用契約書、給料明細等
物品の販売代金	契約書等、取引に係る書類等
年金・市区町村からの助成金	お受け取りされていることが分かる通帳・出入金明細等
相続	相続関係書類
保険金	保険会社の支払金に係る書類等
運用に関する資金(配当金等)	運用に関する契約書等
不動産関連収入	不動産賃貸に係る書類(賃料が分かる書類)等

以上

《ご参考》

「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」を踏まえた三井住友銀行の取組について（抜粋）

近年、組織犯罪やテロ活動等の脅威が拡大する中、我が国を含む国際社会は、協調して、それらの防止・撲滅に取り組んでいます。その一環として、金融機関においては関係省庁等と連携し、犯罪者やテロリスト等につながる資金の流れを断つこと、すなわちマネー・ローンダリング及びテロ資金供与防止のための管理態勢を強化し、健全な金融システムを維持することに努めています。

2018年2月に金融庁が公表した「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」（以下、「金融庁ガイドライン」と言います。）を踏まえ、弊行ではお客さまとのお取引の内容、状況等に応じ、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」（以下、「犯罪収益移転防止法」と言います。）等で確認が求められている事項に加え、お取引目的やお取引内容等について書面等により確認させていただく場合があります。お客さまにはお手数をおかけすることとなりますが、なにとぞ、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

○お取引時確認にご協力ください

弊行では、「犯罪収益移転防止法」に基づくお取引時確認に、金融庁ガイドライン等を踏まえた事項を加えて、お客さまのお取引時確認（ご本人の氏名やお取引目的、職業等）をさせていただいております。

○追加の確認にご協力ください

お客さまとのお取引の内容、状況等に応じ、お取引の目的の他、お取引に使われる資金の原資や使途、資産・収入の状況、（振込や外国送金等の場合）相手方との関係等を詳しくお伺いし、場合により申告いただいた内容がわかる書類の提出をお願いすることがあります。

なお、ご提出いただいた各種書類や取引内容の確認のため、通常よりお手続きのお時間をいただく、または当日の受付は行わず、各種書類の写しのみをお預かりし、後日に取扱可否をご連絡させていただくことがあります。

○お取引の制限等について

上記の各種確認や書類等の提出のお願いについて、適切にご対応いただけない場合には、やむを得ず新規のお取引をお断りさせていただく場合があるほか、既にお取引いただいている商品、サービス等についても、預金規定等に基づき、お取扱いを制限等させていただく場合があります。